

松本会計通信

2008年8月6日(水)

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤9-17-1

松本税理士事務所 TEL 048-825-5531 FAX 048-832-4584
Email matsumoto-y@tkcnf.or.jp

「ねんきん特別便」 現役世代に送付

現役世代6,200万人に送付

「宙に浮いた年金記録」問題で、年金受給者を中心に「ねんきん特別便」が昨年末より送付されていましたが、ようやく現役世代の方々にも特別便の送付が始まりました。

「ねんきん特別便」は年金加入記録を個別に確認し、誤りがあれば本人の申し出により訂正されます。薄緑色の封筒で6月から10月までにすべての年金加入者に送られます。既に3月までに青色の封筒で特別便が送られてきた方は、年金記録に漏れのある可能性が高い方なので、特に注意をして確認する必要があります。まだ、返信をしていない方はもう一度確認を試みましょう。

住所地か勤務先へ送付される

特別便は国民年金に加入中の方には直接ご本人の住所へ送付されます。厚生年金に加入中の方は、事前に会社で「全従業員に配布する」という回答を提出している事業所には一括して配布され、従業員に各々配布し回収も事業所が行います。それ以外のお勤めの方にはご本人の住所に送付されます。

「ねんきん特別便」を受け取るために

「ねんきん特別便」が住所地へ届くためには、正しい住所の届出が必要ですので、

会社でも従業員の方の住所変更届の漏れがないか確認してみてください。必要であれば、社会保険事務所で「住所一覧表」を受けることができます。

従業員の方も自分や家族に特別便が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどり、年金記録の漏れや間違いがないか確認を試みて下さい。誤りのない場合でも「年金加入記録回答票」は必ず返信しましょう。あとで誤りを発見した場合でも訂正はできます。

尚、特別便に関するお問い合わせは、社会保険事務所の他下記でも行っています。

「ねんきん特別便」専用ダイヤル

0570-058-555

<http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/tokubetsubin/index.html>



特別便を受け取ったら、**漏れや間違いを確認して、必ず返信**しましょう。